

会 議 録

会 議 の 名 称	枚方市特別職報酬等審議会
開 催 日 時	平成 28 年 2 月 23 日（火） 10 時 00 分から 11 時 40 分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館 4 階 第 4 委員会室
出 席 者	天野委員、梅田委員、大西委員、田中委員、谷本委員、徳永委員、永井委員、平崎委員、正木委員、宮井委員（50 音順）
欠 席 者	無し
案 件 名	<ul style="list-style-type: none"> ・本市教育長の給料の額について ・その他
提出された資料等の 名 称	<ul style="list-style-type: none"> ・教育長の給料の額について ・答申書（平成 24 年 2 月 14 日） ・教育長の給料の額の比較（府内各市、中核市等） ・小・中学校の校長及び教頭の給与について ・教育委員会制度と教育委員について ・法改正の概要について ・枚方市の教育委員会委員長及び教育長の執務状況等について ・枚方市教育委員会の組織 ・枚方市教育委員会教育目標 ・平成 27 年度 枚方市教育委員会の主要施策
決 定 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・次回の審議会に向けた進め方について <p>今回の審議会で各委員から出された意見を踏まえ、次回の審議会においては、一定の方向性を見出していく。</p>
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公 開
会議録の公表、非公表の 別及び非公表の理由	公 表
所 管 部 署 (事 務 局)	総務部 人材育成室 職員課

審 議 内 容

○**奥総務部長**) おはようございます。本日は、公私ご多用のところご出席をいただき、ありがとうございます。

それでは、早速ではございますが、天野会長、よろしくお願いします。

○**天野会長**) はい、それではただ今から「平成 27 年度 第 2 回 枚方市特別職報酬等審議会」を開催いたします。

では審議に入ります前に、まず、定足数の確認について事務局からご報告願います。

○**事務局**) はい。本日は 10 名の委員にご出席をいただいております。過半数を超えて定足数に達しております。以上でございます。

○**天野会長**) では、さっそく審議に入ってまいりたいと思います。

前回の第 1 回審議会におきまして、市長から、教育長の給料の額について、本審議会に諮問がありました。

諮問の際、市長からは、本来は市長をはじめ他の特別職の給料の額についても諮問すべき思いはありますが、あくまで、喫緊の課題として、法改正により一層の重責を担うこととなる教育長の給料の額について、本審議会の意見を求めるため、今回諮問に至ったとの説明もあったところです。

前回の審議会では、事務局から改正された法律の概要についての説明があり、各委員の皆様から、様々なご意見を頂戴しましたが、今回の審議会についても、諮問の趣旨を踏まえ、教育長の給料の額に絞って審議を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

それでは、まず、事務局から、教育長の現在の給料の額について、その根拠や、他市との比較などについての資料を用意してもらいましたので、このことについて説明をお願いします。

○**事務局**) (「枚方市特別職報酬等審議会資料」に基づき、下記の項目について説明)

- ・教育長の給料の額について
- ・教育長の給料の額の比較 (府内各市、中核市等)
- ・小・中学校の校長及び教頭の給与について

○**天野会長**) ありがとうございます。

ただいま、現在の教育長の給料の額について、事務局から説明いただきました。

教育長の給料の額については、前回の審議会の答申でも、施策が幅広く、重い職務であることを考慮すべきとする意見があったということでしたが、結論としては、これまでと同様に事業管理者と同じ 796,000 円という給料月額となったとのことです。

このように、教育長の給料の額については、見直しについて意見がありながらも、これまでと同様に事業管理者と同額としていた中で、さらに今般の法改正によって、これまで以上に重責を担うこととなることを受け、今回市長から諮問がなされたということ踏まえながら、審議を進めていただく必要があると考えています。

それでは引き続き、前回の審議会でも、教育長の給料の額を審議するにあたり、参考となる資料があれば、ということで、各委員の皆様からご意見やご要望をいただき、これをもとに事務局で資料を作成いただいております。

今回は事務局から、教育委員会の方にも出席いただいているということで、これらの資料について、説明していただけますでしょうか。

○事務局) (「枚方市特別職報酬等審議会資料」に基づき、下記の項目について説明)

- ・教育委員会制度と教育委員について
- ・枚方市の教育委員会委員長及び教育長の執務状況等について
- ・枚方市教育委員会の組織
- ・枚方市教育委員会教育目標
- ・平成 27 年度 枚方市教育委員会の主要施策

○天野会長) ありがとうございます。

今回事務局から説明いただいた資料の内容について、何かご質問等がありましたらお願いいたします。

○宮井委員) 資料の 16 ページで、教育長の任期について、旧制度では 4 年、新制度では 3 年となっていますが、再任というのはあるのでしょうか。

○事務局) 教育委員会委員は再任を妨げられるものではございません。現在の教育長は、教育委員会委員の中から委員の互選によって選ばれ任命されます。委員の任期中在職するというところで 4 年ということになっております。新制度におきましては、市長が直接任命して任期が 3 年ということになりました。教育長の再任につきましては妨げる規定はございません。

○宮井委員) 新制度では教育長の任期をわざわざ 3 年にしているのは残りの 1 年は引継ぎと考えたらいいのでしょうか。

○事務局) 文部科学省からの今回の法改正にあたっての通知の中に、新教育長の任期が 3 年となったということにつきましては、市長の任期より短くすることで、市長の任期中に少なくとも 1 回は、自ら教育長を任命できるようになること、とあります。また一方で、計画性を持って仕事をやりとげるために、3 年が必要というようになっております。

○天野会長) そうしますと、委員はやっぱり 4 年で、委員を兼ねる教育長は 3 年なのですか。

○事務局) そのとおりでございます。なお教育委員会は、法の規定では、新制度においては、教育長と 4 人の教育委員で構成されることになっております。また、各委員の任期が 4 年であることから、4 名の委員が 1 名ずつ交代していく、あるいは再任されることが望ましいというように、法の解説の中では示されております。

○大西委員) 大阪で教育委員長を市長が選ぶということが議論になっていますが、昔の教育長は、文部省から送り込まれることにより、文部省の意向を全国的に平均化して、文部行政を運用するという狙いがあったと思います。これについては一長一短あるんですけども、今回、教育委員長と教育長を合体させるということは、地域に根ざした教育委員長と、文部行政を全国的に標準化して、文部省の考える水準の高いレベルでの教育行政を行うということが目的だと思います。こういう流れがあって、従来色々な市では文部省からの出向の教育長が多いわけです。これまでの枚方市における実績では、文部省からの出向といったことはあったのか、また、今後こうした可能性はあるのでしょうか。市長が任命することなので、事務局は知らないと思うんですけども、給与の支弁は、普通、出向して、送り込んできて、それを市が文部科学省に払い込む格好になると思うんですが、その人は、文部省の基準に応じて給与が支給される、というのが、大体どこの組織でもやっていることと思うのですが、このあたりについての考え方と実績はどのようなものでしょうか。

○事務局) これまでのところ、本市におきましては文部科学省等からの出向者が教育長に就任したということはありません。

- 大西委員) ということは、今までそういう事例がないということですね。
- 事務局) そのとおりでございます。
- 梅田委員) 現教育長と前教育長の経歴というのは、どういう方が任命されているのでしょうか。
- 事務局) 現教育長は、校長経験者、市内の公立学校の校長経験者ということでございます。前教育長は、いわゆる教育行政も含めた本市行政職の経験者でございます。
- 梅田委員) 市の退職された職員の中から選ばれていると。
- 事務局) はい、そのとおりでございます。
- 天野会長) 教育行政とおっしゃいましたが、教育委員会に勤務されていたということですか。
- 事務局) 経歴の中で、教育委員会での要職を担っていただいたこともございます。その他、市長部局での勤務もでございます。
- 永井委員) 他の市町村との比較で、なぜ、多くの市では減額措置をしていて、本市では減額していないのか、そのあたりの経緯を教えてくださいなのですが。
- 事務局) 減額につきましては、基本的には各市の市長が減額をされており、それに伴って副市长長であったり特別職であったり教育長も同様に、率を変えて減額をしているというケースが多い形となっております。枚方市につきましては、前回の審議会でもお示しさせていただきましたが、枚方市におきましても長年減額措置を講じておりました。これが恒常化されていたものですから、平成23年の審議会におきまして、この減額の恒常化が問題視されまして、本来の給料の額というのを改めて、減額を除いて決めましょうということで、審議会へ市長が諮問をいたしまして答申を受けたという経過があり、現在はこの条例規定額から、特段、減額措置は講じていないという状況でございます。
- 永井委員) ということは、伏見市長は選挙のときに市長給与の減額を公約されましたけれども、もしそれが実施されたら、全体としてなる可能性があるということですか。
- 事務局) 市長につきましては、公約で掲げられた給料の2割カット及び退職手当ゼロということで現在準備を進めているところでございます。それ以外の特別職や教育長はどうされるかといったことにつきましては、これまでの議会の答弁等々ではあくまでも市長自身が政治姿勢で行うということでご本人は述べられております。
- 天野会長) 12、13ページの表でご質問がありましたが、ここでも示されているとおり枚方市では平成24年4月に給料の改定が行われておりますが、他市についても平成24年度やその前後に減額措置を行っているところが多いように思われます。時限的なものや一定期間までのものがありますが、中には平成28年3月31日までというものがあります。これらの市は、今後どうされるのでしょうか、延長されるのでしょうか、ご存知でしたら。
- 事務局) 現在資料上で平成28年3月31日となっているところが、その後どうするかということに関しては把握いたしておりません。
- 時限的なものに関しましては、当時に就任されました市長が、その任期の間について、それに合わせて減額措置を行うということが多いことから、任期終了時期となっているところが多いことの理由と考えております。一方、未定となっているところは、条例の方で、例えば当分の間といった形の規定をされているところでございます。
- 天野会長) ありがとうございます。
- 大西委員) 教育長が実質、教育行政の運用をされており、教育委員長が、どちらかというところ総合的、名誉的で、上におられて運用されている。方針や文部科学省とのすり合わせ等、今までも

教育長がやっておられるはずなんです、その教育長の今までの給与水準はどれくらいなんでしょう。

○事務局) 枚方市の教育長は現在、796,000 円です。

○天野会長) 16 ページを見ますと、現在の制度における教育長は一般職と書いていますが、一般職の職員とは違うのですか。

○事務局) 現在の教育長は一般職ということで、勤務時間等もございますけれども、いわゆる我々と同じような行政職員とは立場は異なります。

○大西委員) どういう立場なんですか。

○事務局) まず教育委員会の委員としまして、議会に選任同意があるということが前提になり、教育委員会で教育長という任命を受けるという立場ですので、我々のような行政職員という立場とは異なるという形になります。

○大西委員) すでに運用上は、特別職として考えてよろしいのでしょうか。

○事務局) 教育長の身分としては一般職となりますが、市長、副市長、事業管理者と同様の特別職と同列に考えられることが多い職になります。

○天野会長) 一般職の中でも特別な扱いをしているということですね。

○事務局) 給与制度や勤務時間制度が市長、副市長とは異なります。市長、副市長は常勤の特別職でございますので勤務時間がないという職になります。教育長につきましては勤務時間もありませんし、給与も別に定められているという職ですので、そういう意味では一般職となります。

○大西委員) 残業手当や休日手当はつくのですか。

○事務局) それらはありません。先ほど申しあげました 796,000 円が給料となります。

身分上は一般職となりますが、給料を考える上では、市長、副市長と同列の職とお考えいただければと思います。

○梅田委員) 事前にいただいた資料の 9 ページのところ審議会として付記する意見というのはその中の (1) の 2 行目のところに、年棒を基本に支給を受けるもの全てを総合的に考える必要があるとありますが、審議会の所掌事項で期末手当についてと書いてあったので、あれっと思ったんですが、期末手当は別に考えるわけなんですね。私は全く自動的に決まってくると思っていたのですが。

○事務局) 本来、審議会では給料の額と退職手当が対象となっているのですが、当時の議論の中で、それ以外の期末手当も入れた総額ベースで議論をした方が見えやすいのではないかという議論も踏まえまして、こうした付記する意見となっております。さらに今、期末手当が自動的にというお話がありましたが、期末手当というのは基本となる給料に、決まった支給割合を乗じて支給されるという形になります。現在、期末手当の支給割合が、職員における期末・勤勉手当の支給割合と同様の割合で特別職も支給されます。この支給割合そのものが変わりますと、当然支給額も変わりますので、こういったことも一定議論があったということで、こういった意見として付け加えさせていただいたところです。

○宮井委員) 796,000 円というのは、期末手当を加えると実際にはもっと増えるということになるのですか。

○事務局) 796,000 円というのは毎月の給料月額になります。期末手当というのは年 2 回、民間企業でいうところのボーナスと同様のタイミングで支給されるものということになります。

○宮井委員) 年俸の形でいうと、796,000 円かける 12 に、一定率がかかったものが期末手当とし

てさらに支給されるということですね。

○事務局) そうですね。

○大西委員) 特別職における、いわゆるボーナスに対する考え方について、今回の審議会での議論に入るか入らないかどちらですか。

○事務局) 今回は、教育長の給料の額についてご意見を求められているということでございます。

○天野会長) 諮問書を拝見しておりますと、諮問事項は教育長の給料の額ということですね。

公務員の場合、給料というのは、一般の民間企業で言うと基本給にあたる部分で、給料と手当が合わさって給与という言い方をされていると。一般職の場合はほかに手当が色々付くわけですが、教育長については、手当は期末手当だけでしょうか。それとも他にございますか。

○事務局) 期末手当のほかに地域手当が支給されています。これは毎月の給料月額とともに、毎月支給されています。それが、給料月額の10%の額となります。

○天野会長) 基本給以外に手当があると。今回の諮問はどうも給料ということですか。

○事務局) そのとおりでございます。給料月額であります796,000円、この額についての諮問ということですか。

○宮井委員) 諮問内容はそれでよいのですけれども、他市との比較の意味で確認させていただきたいんですが、12ページ、13ページに出ている、他の自治体についても、同じように期末手当や地域手当というものはあるんですか。枚方市だけがそれをやっていることではないという理解でよろしいですか。

○事務局) 支給割合の考え方は様々ですが、支給については他市においてもされております。

若干補足説明をさせていただきますと、当委員会に諮問させていただける事項については条例で定めております。枚方市附属機関条例というものがございまして、その中で特別職報酬等審議会は、議員報酬の額、市長と特別職、教育長も含めまして、給料及び退職手当の額ということが明記されております。基本的に先ほど職員課長が申し上げました、地域手当と期末手当というのは給料をベースに算定されているということですので、まず、給料を定めていけば、そちらの方も連動されていくという考え方になろうかなと思います。

○梅田委員) 現在の給料月額796,000円の金額で年棒計算するといくらになるのですか。

○事務局) 教育長の年収ですけれども、給料月額、地域手当、期末といった手当全て入れまして、約1,492万円となっております。

○正木委員) 給料の額を検討するときに、市職員の給料にかける割合などが毎年少しずつ変わっていていると思うのですが、行政の中の収支の関係を見てということになると思うんですが、基準となる給料額を考えると、これまでの教育長の仕事と、新しい教育長の仕事内容を考えていかなければならないと思います。今日いただいた資料で18ページになるんですけれども、一番変わる事として、新しい制度で独立した組織となるのですが、市長部局との関係の中で仕事のやり方というのは何が変わっていくのでしょうか。教育行政というのは今後、教育行政だけに目を配るのではなく、人材育成とか、いじめ問題、警察との関係があると思うのですが、広く行政的視野を持っていただかないと駄目だと思います。市長部局との関係の中で、教育長はどのような仕事をやることになるのでしょうか。

○事務局) 地方教育の組織及び運営に関する法律におきましては、教育委員会が権限を有する事項、市長が権限を有する事項というのが法の中で定められております。教育委員会については、教育機関の管理をはじめ、直接教育を実施する権限などがあります。一方、市長の方は教育行政

に関する予算の編成、予算を提出する権限及び教育行政に関する条例の制定、議会に提出する権限、教育行政に関する予算の執行というのがあります。このように教育委員会と首長とが連携することによってはじめて、地方公共団体での教育行政が執行できるように法律に定められております。これまでから、教育長が市長部局との関係会議に出席しておりますのは、予算の編成・執行に関して円滑に進められるようにという趣旨のものです。

○**正木委員**) これまでの事務局の中の教育長という立場だったため、市長部局との連携が非常にスムーズにいったかと思いますが、今後独立した組織となっても、やり方は基本的には同じというように理解しておけばよろしいでしょうか。

○**事務局**) そのとおりでございます。首長と教育委員会との権限の棲み分けというのは今回の法改正の中では変わってはおりません。

○**天野会長**) 教育委員会の制度の性格というのは今回の法改正では変わらないのでしょうか。

15 ページなのですが、報酬の額について、現在の教育長は教育委員と兼任ということになっていますが、教育委員会委員に支給される報酬月額 17 万円は、教育長の 796,000 円とはどのような関係になっているんですか。

○**事務局**) 教育長に対しては教育委員会委員としての報酬は支払われておりません。

○**天野会長**) この 17 万円は、他の教育委員会委員に支給されているということですか。

○**事務局**) そのとおりでございます。

○**天野会長**) 他にご質問がないようでしたら、これから、今までの資料あるいはご質問に対する回答等も踏まえまして、具体的に教育長の給料額をどのようにするかという点について、審議していきたいと思いますので、委員の先生から忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。

○**大西委員**) 教育長の給料を考えるにあたって、私なりに考えてきたのですが、一番目に市の規模と市の財政状況ですね。負債等の総額、税収と歳出との関係、過去の債務、こういう点を考慮する必要があると思います。二番目に、今後、市長が考えておられる市職員の給与水準、また、今現在社会問題となっている非正規労働者の問題ですね。枚方市も非正規労働者が増えてきておりますが、非正規職員に対する再配分も考えていかなければならないといった中での特別職の給与水準。三番目に、教育長の仕事内容も拝見しましたけれども、正木さんにご質問もされた内容で、会議の出席数だけ書いておられるんですね。こういうのは民間ではありえません。教育長として何を主として望んでいくのかが明確にないと。式典、体育祭に参加する、会議に出席するのは仕事ではないです。こういう仕事であれば当局で落とせばいいと思います。何が求められているかということ、いじめ対策ですね、枚方においても。そういうことを、どのように解決していくのかということの、しっかりとした考え方を持って、実効性がある方については給料を上げてもいいぐらいだと思います。あるいは、国際化についての、小学校からの英語導入に関する考え方などがあります。他には市の成績水準を上げるなどがあります。それらのことをどのように給与水準にからめていくのか、これが明確でないといけません。4番目に市長公約である給与の2割カットです。正式に削減されるのか、単に少し調整するのかで違いますが、給与水準の動向というものに当然合わせて考える必要がある。また、三役横並びというのは正しいのか。市民の状況、実態に即した給与改革が行われることを私達は提案したいと思います。

○**天野会長**) 他にご意見はございますか。

○**谷本副会長**) 資料の確認なのですが、頂いた資料の 19 ページに週間スケジュールの一例というのが出ていますが、土曜・日曜日、あるいは国民の祝日にイベントなどがありますね。例え

ば枚方ハーフマラソンや、はたちのつどいは1日仕事だと思うのですが、イベント行事への教育長の出席について、何か特別な手当がつくのでしょうか。あるいは出張費はどのような形となるのでしょうか。

○**事務局**) 教育長は一般職の身分を持っているものですが、管理的な職員ということで、時間外勤務手当の支給はございません。また、休日の勤務の手当というのでもございません。旅費等につきましては、概ね近畿圏外への出張につきましては、実費としての旅費が支給されますが、あくまでも実費としての支給となっており、それに対する手当の支給というものはございません。

○**梅田委員**) 14ページの資料では、校長の給与は591,000円ほどとなっております。教育長の給料は796,000円と、約20万円の差がありますが、この金額がいわゆる管理職手当であったり休日出勤手当であったりと、そういう諸々の内容を構成するものだと考えてよろしいのでしょうか。

○**事務局**) 14ページの資料なんですけど、例えば校長で申しますと、基本となる給料月額が465,550円となっております。これにプラスして手当といたしまして、毎月決まって受ける管理職手当と地域手当を加えた額が591,840円となっております。なお、校長につきましても、週休日や休日に勤務した場合でも手当が支給されることはございません。

○**梅田委員**) 796,000円と465,550円の差額である約30万円が、休日出勤手当や管理職手当といったものに相当するものだと考えたらいいわけですね。

○**事務局**) 違います。まず給料の差額を埋めるために手当があるという考え方ではございません。各それぞれの職に応じた給料額ということで、まず規定があります。教育長については796,000円が給料月額で、それに加えて地域手当が支給されるという構造です。校長につきましては、一般職員になりますので、給料表というものに格付けられるという形になるんですけど、その給料月額の平均額が465,550円となります。この差額は何かの手当に変わってというものではございません。それぞれの月額がこうであるということです。プラス、校長につきましては、地域手当と管理職手当が合わせて決まった給与として支給されるということです。

○**天野会長**) 校長先生も教育長も同じ管理的な立場ですので、いわゆる残業代は出ない。その残業代に相当するものが給料などでカバーされているということですね。梅田委員がおっしゃられた46万と79万ではないか、というのはそれはそれで正しいと思うのですが、おそらくそれは21ページの組織を見ますと、教育長は上のほうにありまして、一番下の方の小学校、中学校も教育機関の一つですので、教育機関の長である校長先生も、教育委員会全体から見れば教育長の下で働かれていますので、その業務の重大性なり責任の重さなどの差異、そういうものではなかろうかと私は思います。教育委員会の組織図を見るとかなり広範、広く多数の職員数が働かれていると思うのですが、その意味では水道、病院と比べると職員数はかなり多いのでしょうか。

○**事務局**) あくまでも参考程度の数字なんですけれども、枚方市で勤務されている非正規を含め勤務されている職員が、上下水道局で約230人程度、市立ひらかた病院が550人程度となっております。教育については、830人程度プラス、学校、例えば学校職員という形になっております。学校ですと、小学校、中学校の校長、教頭、幼稚園の園長で135人、それ以外の教員全てで1,700人程度が勤務されているということになりますので、人数で比較した場合は、かなり違うこととなっております。

○**正木委員**) これまでは、教育長と教育委員長のお二方で、市長部局の仕事あるいは教育委員会の仕事ということで、二人でやれていた仕事が、一人の方に全部乗っかってくると。先ほどご質問させていただいたのは、市長部局との調整というのが、なかなか大変になってくるだろうと。そ

れから、特に人材育成ということが、少子化あるいはいじめの問題とか、安全性の問題なども、教育に係る問題というのは大変幅広いものですから、現在は病院事業管理者、水道事業管理者と三者横並びの給料額にはなっているのですが、私としては、枚方が子ども達に優しく、安心して住めて、もっと若い人達が、こちらに越してこれるような、そういう市を作るためにも、教育行政に力を入れてますよと、仕事もその代わりしんどいですけど頑張ってください、という意味でいくと。

具体的な金額は分からないのですが、相対的な順位としては、水道事業管理者、病院事業管理者の全部が大事なんですけれども、それよりは、今からでも力を入れてもいいのではと思っています。

○宮井委員) 私も同じように、大西委員も正木委員も言われてますように、横並びというのは、教育長は、教育という、人を育てるという業務、仕事、しかも統括者ですよ。抱えている組織も大きいし、当然その下の人数も多いと。もちろんそれを一人ひとり掌握してやっているわけではなくて、組織としてやっているんでしょうが、そのあたりを考えると、金額はなかなか難しいと思うんですが、横並びというのは少し理屈に合わないんじゃないかなという気が、この資料を見て、しています。それともう一点、18 ページで、会議などの回数しか出ていないというご指摘ありましたけれども、確かにどういう目標を掲げて、自分の任期中にどういうことをやるんだというのがあって、それに対して初めて、民間の会社であれば、人事考課があって、ある程度幅がありますが、給料が決まってくると。何らかの形で、評価制度というのができれば理想的だと思うのですが、特別職に対して誰がそういうことをやるのか、実際できるかどうか、という問題もあると思いますが、それはちょっと置いておいて、回数だけ見ますと、教育委員会の定例会とか臨時会とか、あるいは教育委員会の出席回数、これ大体委員長も教育長も同じようになっていますけれども、おそらくお二人出られると思うんです。それ以外のところというのは、正木委員が言われた、例えば市長部局関係会議の出席回数というのは、おそらく、1回と108回、ほとんど教育長が今までも出られて、実務をやられて、回数だけみると、先ほどご指摘もありましたけれども、教育委員長というのは非常勤ということもあるし、名誉職的なものであるということで、実務的にはそんなに関与はされてなかったんだらうなという気が、この数字だけ見るとしてました。何かあったときには、頭を下げなければならないというしんどさというのはあるかもしれませんが、業務量的に見ると、新しい法改正で一体化されたことによって、ものすごく業務が増えるというのはおそらくないんじゃないかなと。ただ、今までは委員長と2人でやってきたのが、全部自分でやらなくてはいけないという、責任の重さとかというものはあると思いますので、そこをどう考えるかということになるのではと思います。

○天野会長) 今のご意見は、他の事業管理者と横並びはおかしいのではないかというご意見と、もう1つは事務量的にはそう変わりはないが、職責をどう評価するかというご議論ということですね。

他にご意見はございますでしょうか。

○永井委員) やはり先ほど大西委員がおっしゃっておられましたように、枚方市は他の自治体と比較しても財政的に優れているわけではない。そのような現状を考えたときに、果たして、教育長、教育委員会が大変なのはよく分かりますが、では他の事業管理者の給料を下げるということになるのではないか。今のレベルでも他との比較におきましても相当高いわけですから。これ以上上げるというのはいかがなものか。教育が大事だからもう少し上げるという議論ならば、他の事業

管理者の給料を下げるといことになるのかなど、理解しています。財政状況から考えるとおっしゃられた大西委員のご意見には私は賛成です。他市との関係を考慮しながら私たちは判断していかないと、一般市民の了解が得られないのではないかとこのように思います。

○**徳永委員**) 二つの職が一つになるということで、責任が重くなるというのはあると思うのですが、最終的に枚方市民の感覚からしますと、今まで、それの方が2人で貢献された度合いと、一つにすることによって、例えば貢献度が上がれば、成果が上がれば、それに見合う報酬が上がるといのは理解できます。しかし、一本化することによって、市民に何の影響もなく今までどおりだとすると、確かに任務を担う方にとっては重責になると思いますが、貢献してなんぼかなということもありますので、また、他の自治体とも比較しても順位が高いので、単純に上げるといのはいかがなものかといのはあります。

○**宮井委員**) 他の自治体もこの法改正といのは同じ状況ですよ。

○**事務局**) はい、そのとおりでございます。

○**宮井委員**) ということは、資料がありますが、変わる可能性、他の自治体、例えば高槻市であり寝屋川市であれ、今、全部検討されているのではないのでしょうか。

○**事務局**) 大阪府下で申しますと、この法改正に伴って諮問していないといのは、未定・検討中の自治体を除きますと、22市が据え置きといことで、中核市で申しますと、32市が据え置きといことになっております。ただし、枚方市につきましては、前回の審議会で教育長について議論があった中で、さらに法改正があるといことを踏まえて諮問するとい流れになったものです。

○**谷本副会長**) 教育長の任期終了後の身分なんですが、元々枚方市の校長先生だった方が教育長になられて、任期が終わった後にまた、校長先生に戻るといったことはできるのでしょうか。

○**事務局**) 校長職といことになりましたら、大阪府教育委員会の辞令によるものになりますので、大阪府教委の方がどう判断するのかといことなんですが、これまでの教育長に就任された方の例で申しますと、教育長として退任された後は60歳を超えておられたため、校長職の定年年齢を超えているといものでした。

○**天野会長**) 身分的保障があるのかといお話と思うのですが、例えば定年は別にして、特別職になられる訳ですから、仮にその方が教育長を退任されたのが55歳であった場合、一般職としての身分は失われているので、戻るとはできない、こういうご質問だと思っておりますが、いかがですか。

○**事務局**) 教育長とい職と校長あるいは教諭とい職は全く別物になりますので、教育長をやめられたとき、それが例えば45歳でも55歳でも、切り離しの考え方になりますので、教育長をやめられて以降に学校に戻られるといことはございません。ただ、教育長経験者であるとか、その方の才能など、パーソナリティに着目されて、何らかの教育的な職に就くといのはあるかと思っておりますが、継続性があって学校に戻るとい制度はございません。

○**谷本副会長**) 教育長になられたら、そのときに、元の仕事は退職されるとい形になるので、継続性はないといことですね。教育長に任命されて、その仕事を任期までなされて、その後は、枚方市関係あるいは大阪府の教育委員会関係などには、まっさらなところから働くといことになるのでしょうか。

○**事務局**) おっしゃるとおりで、校長あるいは教諭の身分を持ちながら、教育長になるといことではございませんので、そこは切り離しといことになります。

○平崎委員) 給料との連動の話になりますが、大西委員もおっしゃられた、成果の評価をきっちりしないとイケないと思います。給料とプラスの賞与ももらって、なおかつ 55 歳で向こうに行かれてやめられて、オファーがあれば、そういったところに行かれるというのは、結果〇なのか×なのかははっきりしない。お給料プラスαを決めるべきではないかと思います。前もっていただいた資料では、非常に安いなという感触を持ちました。これだけの仕事をなさっておられて 80 万弱かと思っておりました。先ほどお聞きしました年収は 1,492 万円ということでしたが、それが多いかどうかというのは別問題として、退任された後どこかに行かれるという思いがあるのであれば、プラスαの賞与等の金額については市長が評価をして、できたのかできなかったというのをしていないと、我々がここで決めて収まってしまうと、何を決めてきたんだということを、自分自身も後で後悔するのではないかという思いが今現在しております。

○天野会長) 弁護士をやっておりますので、感想めいたことを申し上げさせていただきますと、現在諮問されているのは教育長の給料額なんですね。大西委員もおっしゃった、じゃあ仕事ぶりはどうだったのか、本来民間であれば、その仕事ぶりあるいは能力の発揮等によって、対価・評価が決まってくるから、それを反映させることが必要ではないかというご意見がありました。そこまで我々が議論するかどうかということについては、私はちょっと疑問を感じております。諮問されたのは、教育長という、しかも教育委員会委員長を兼ねるということについて、職務としての対価としての給料が、妥当かどうかを審議すべきでして、その方が果たしてどういう仕事ぶりをしたのか、どういう成果をあげたのか、そのあたりはどうなのかというご意見については、それはむしろ市長のご責任になるのではないのでしょうか。市長が任命を、議会の同意を得てされるわけですから、民意を反映した市長そのものが任命されるわけです。再任されるかも分かりませんが、市長の責任になると思います。新教育長の職務の対価として 79 万円をどうすべきか、ということだと考えております。私の私見ですけれども、そのように感じた次第です。

○大西委員) 平崎さんのご意見は思いとしては一緒です。確かに、答申を求められている事項とは関係はございませんが、給与総額等を鑑みて、提案はもちろん、付則として、期末手当等については、実績を当初の市長が定めた、例えばいじめをなくすとか、最大の努力をすとか、といった項目について評価付けで、期末手当についてはそれを反映していくということが望ましく、そういうようなことはやっていかなければならない。枚方市の 3 年、4 年の期間の間で、税収の見通しは厳しいものがあるのではないですか。それについての反映を今回基本的にやらなければならない。当然特別職というのは会社という役員に相当するわけですから、経営と一緒になんです。母体が細っていく中で、基本的にまず加味していく必要がある。三役についての答申については、多少メリハリをつけて、教育長は高ければ、今の水準に近い程度に留めておくのであれば留めておく。ただし、前提としては、私は、未来に向けてしっかり削減してもらおう気持ちを持っておりますので、そのあたりの按配が市職員から見ても妥当性があるのかどうか、我々では分かりませんので。市の税収の見通しについて総務部長からお聞きしたいのですが。

○奥総務部長) 会長の方から、また、大西委員の方から、諮問に対する答申ということで、一定ご理解・認識いただいたと思います。この間枚方市の財政事情、税収については、人口減少の時代ですので、どの自治体も厳しい状況に変わりはないという状況でございます。

しかし、本市では、大幅な職員の削減を行うなどの人件費効果もあり、平成 14 年に、それまでの大きな赤字であったところを黒字に転換し、現状では安定した財政運営を行っているというところでございます。また、税収入が伸びるわけではございませんが、それに代わる国からの様々

な財政支援、措置もあります。一方、今後必要となってくる歳出、例えば生活保護費や高齢者福祉などを見込んだ場合においても、担当の財務の方から議会向けに示している資料では、平成39年度までの実質収支については、黒字をキープできるということでございます。そういった中で、市民のニーズに答えていく上で、例えば新たな事業を実施するときに財源が必要になれば、今までの既存の事業を見直すといった姿勢で、収支バランスをとりながら、安定した財政運営に努めていくということでございます。

○大西委員) 財政規模の変動はどのようなのでしょうか。

○奥総務部長) 財政規模自身は、扶助費の増大もありますので増大傾向にあります。ご存知とは思いますが、生活保護などは国の事業ですので、それ相応のお金も下りてまいります。そういった意味で、市のお金が増えるということではなく、市の財政規模としては、国・府の財源も含めまして、規模的には大きくなっております。

○永井委員) 各市における教育長の役目としては、皆さん同じ役目をしておられると思います。特別に枚方市の教育長が違う仕事をしているというわけではないと思います。その中において、他の自治体は皆さん減額されていると。それで見た場合に枚方市は31市のうち2番目に多いんだと。果たしてこれでいいのかどうか、ということを考えなければいけないのではないのでしょうか。業務の内容は同じだ、教育は大事だというのは皆同じだと思います。同じような仕事をしていて、減額後は2番目、減額を考慮しない場合は7番目、果たしてこれでいいのかどうかを、市民の皆さんの同意を得られるかどうかを我々は考えなければならぬのではないのでしょうか。

○谷本副会長) 市の財政にからめて話が出てきましたけれども、今回の法改正で、教育長が教育行政でリーダーシップを発揮していくということで、権限が大きくなります。資料の22ページの枚方市教育委員会教育目標を見ていただきますと、小学校と中学校の連携、中高の統廃合による一体化などございます。枚方市には6つの大学がございますけれども、その大学生を活用して、地域が様々な恩恵を受けられるような事業を推進していく中心的存在となっていきたいのですが、その職責や能力のある方が就任されるにあたって魅力的な報酬が必要ではないかと思えます。

○永井委員) 今のご意見に対しまして、他の自治体でも同じような仕事をやっておられて、枚方市だけが特別ではないという理解をしなければならぬのではないのでしょうか。

○谷本副会長) 様々な特別職の給料が横並びになっているのは、おそらく、私見ですがけれども、全国的な、あるいは大阪府内の様々な自治体と比較しながら決めたので、そこは差異があってもいいのではないかと思います。こちらの審議会で報酬を決めるにあたっては、私たちがイニシアチブをとって、考えていってもいいのではないかなと感じております。

○天野会長) 整理させていただきますと、職責が増えるあるいは他の事業管理者との横並びという観点から増額というご意見、反対に他市の状況を踏まえると、据え置きあるいは、むしろ減額という意見もありました。

○永井委員) 最大でも据え置きということで、枚方市だけ特別ではないということを申し上げているということです。

○天野会長) 据え置きが正しい、妥当だというご意見と、増額するべきだというご意見、この2つでしょうか。

○大西委員) 私は若干減額という意見です。教育長の今までの仕事の内容と、今回の新教育長の仕事は基本的にあまり変わらないというのが実態だと思います。委員長を色々説得しなくて良く

なるので、かえって楽になる面もあるのではと思うぐらいです。今まで以上にやりやすく権限が集中しますので、そういった面では業務がやりやすくなりますし、今までと業務量が大きく増えるということではないと思います。

○**宮井委員**) 減額しようとする、先ほどからご意見が出ていますが、相対的な比較としたら、他の事業管理者も下げないと、教育長だけが下がってしまうと、逆に公平性が保てないということになって難しいですね。我々に求められているのは教育長の給料だけですから、この点なかなか難しいですね。

○**正木委員**) 私は先ほど、少しは上じゃないですか、と申し上げて、こちらに求められているのは、例えば資料の3ページ、4ページのところに数字がありますが、その中でどう考えるかということで、市長あるいは三役さんが、みなさんもし減額ということになりましたら、また横並びで下げるといようなことになっていくわけですね。ですので、今はこの数字での相対的なことを議論していけば、ということではよろしいのではないのでしょうか。

業務についても、新教育長に枚方市は何を期待するかということで、今までどおりでいいのであれば何も増やすことはないと思いますし、この機会だから子育て枚方をアピールもできるし、枚方市が新しい教育のあり方を議論できるような教育長を持ってくるんだといようなことを考えていくと、やはり少し増額といったことも必要かなと感じています。今は減額ということを考えるより相対的にどう考えていくかということで、あと全体的に給料を落とすといのであれば、そのときに一緒に落としてくださいといような感じています。今決めたらそれが変わらないということではないですよ。

○**天野会長**) 他の自治体の教育長と比べて差はないんじゃないか、といようなご意見に対して、正木委員は枚方市の特色なり、意欲があれば、それだけ意欲を持って仕事をしていただきたいということで、増額してもいいのではないかといいご意見。他のご意見は何かございますか。

田中委員はまだご意見をおっしゃられていないようですが。

○**田中委員**) この資料を見させていただきまして、お仕事が変わらないということもあったと思いますが、私自身は据え置きでいいのではないかと思います。順位を含めて色々出ておりますが、人口形態を含めて違いますし、学校教育も含めて、この順位だけを見て評価を下すのではなく、あくまでも資料として見るべきではないかと思います。現時点では据え置きが妥当ではないかと思ひます。

○**天野会長**) 様々ご意見を頂きましたが、本日の審議はこれで終了とさせていただきます。次回の審議会では、本日いただきましたご意見を踏まえまして、一定の方向性を見出せればと考えておりますので、引き続き皆さんよろしくお願ひします。

それでは、事務局の方から何か連絡事項はありますでしょうか。

○**事務局**) はい、本日の審議会の会議録につきましては、前回同様、審議内容を要約しました会議録の「案」を委員のみなさんに送付させていただきますので、それをご覧いただき、修正箇所があれば修正いただきまして、最終的に会長にご確認をいただく予定としております。内容が確定いたしましたら、本市ホームページに掲載させていただきたいと考えております。また、次回の審議会の日程でございますが、事務局といたしましては、4月頃に開催できればと考えております。これまで同様に委員の皆様へ審議会日程調整表をお送りさせていただきますので、FAX等でご回答いただき、その結果を踏まえ、決定してまいりたいと考えています。

○**天野会長**) はい、わかりました。それでは委員の皆様は、事務局から後日送られてくる日程調

整表をお返しいただきますようお願いいたします。

○平崎委員) 前回1回目の審議会のときに市長がお見えになったんですけれども、市長はご自分の給与を減額するとおっしゃっていたと思うのですが、そうすると、ここで教育長の給料を決めてしまって、市長が減額するといった場合は、教育長若しくは三役の方も下がらなくて、市長だけが下がるんでしょうか。これを市長自身に一度確認しないと、市長は下げるとおっしゃっているのに、他の人はそのまま現状というのは、市としての役割はどうなるんだ、と思います。事務局の方にお聞きしても回答出ませんので、市長にお聞きした方がいいんじゃないかと思うのですが。

○天野会長) 現在は教育長の給料について、市長から諮問を受けている状況で、我々は審議会として審議して答申すべきなので、そのあと市長が減額されたら、じゃあどうなるんだと、そういうことですよね。

○平崎委員) そうです。事務局の方で市長に聞けたらいいんですけれども。

○天野会長) 技術的には可能なんでしょうか。我々が諮問に対して答えますよね、その答えた金額が出て、最終的に決まるわけですよね。その後、市長がまた何らかの措置をすることができるのか、こういうご質問ですね。

○平崎委員) はい。

○奥総務部長) 今ご意見いただいていますように、皆さんそれぞれに、市長が今回給与カットということでおっしゃっていますが、これを受けてどうなるのか、ということについては、おそらく、審議を受けて、全く関係がないということには、なかなかならないのかなと思いますので、本日様々なご意見をいただいたことも含めまして、市長にご報告をして、その後どう対応していくのかについて、相談させていただきたいと思います。今回、議会が25日から始まりまして、3月中の審議で、市長の給与カットが条例として、議会の議決が得られるという段階に入っていきますので、このことでのやりとりも含めまして、どういう形でみなさんに報告できるか、相談させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○宮井委員) 市長にそういう権限があるのですか。

○奥総務部長) 実際の手続き的に申し上げますと、条例の改正が必要、つまり議会の同意を得ないと、変えられないものでございます。ただ、おっしゃるように、市長にそういう思いがあるのかどうかということも、確認をしてほしいという意向は一定理解いたしましたので、改めてご報告させていただきたいと思います。

○天野会長) 今おっしゃったことを理解しますと、今回もし何らかの結論が出ると、変更があるような場合は、それに基づいて、市長が議会に条例改正案としてお出しになるということですか。

○奥総務部長) 今回、教育長の給料ということで諮問をし、答申をいただきますので、その答申を受けて、ご自身の判断として、上がる、下がるを含めまして、その答申の結果を受けて条例改正を議会に提案したいとお考えになるのか、答申は一定いただいたけれども、状況を見ていると、時期としては今のタイミングではないという判断になるか、その最終的な判断はあろうかと思えます。これは他市でも同じで、報酬審の皆さんのご意見をお聴きした中で、政治的なことも含めまして、市長の判断として、今のこのタイミングで出す、出さないという判断はあろうかと思えます。

○天野会長) 分かりました。それでは、これを持ちまして平成27年度第2回枚方市特別職報酬等審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。